

東京都公報

発行
東京都

目次

85

条 例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（生活文化スポーツ局）…二
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…三
- 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（保健医療局）…三
- 東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例……………（水道局）…四
- 東京都下水道条例の一部を改正する条例……………（下水道局）…五

条例のあらまし

●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一七〇号）

一 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二六号）の施行による雇用保険法（昭和四十九年法律第一一六号）及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一八二号）の改正等を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一七二号）

一 旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二二八号）の施行に伴い、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を改定します。

（例）一般旅券の発給の申請に係る手数料

（一）書面による申請の場合

二、〇〇〇円 ↓ 二、三〇〇円

（二）電子情報処理組織による申請の場合

二、〇〇〇円 ↓ 一、九〇〇円

二 この条例は、令和七年三月二四日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一七二号）

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七五号）の改正に伴い、補償基礎額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第一七三号）

一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二四七号）の施行に伴い、文京区が行うこととする事務について、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一七四号）

一 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八四号）の施行による大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第一二四号）の改正に伴い、規定を整備するほか、手数料の額を改定します。

（例）大麻草採取栽培者免許申請手数料 八、一〇〇円

↓ 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料 二三、七〇〇円

二 この条例は、令和七年三月一日ほかから施行します。

●東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例（条例第一七五号）

- 一 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第一〇二号）の施行による水道法施行令（昭和三十三年政令第三三六号）の改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都下水道条例の一部を改正する条例（条例第一七六号）

- 一 情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者の事業所ごとの専任義務に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一

項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第二十九条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十一号

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二千円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千三百円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四

年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該処分申請をする場合にあつては、千九百円（法第二十條第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三千九百円）とする。」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

2 この条例による改正後の旅券法関係手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十二号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、四九四円」を「八、五二九円」に、「九、〇九〇円」を「九、九〇九円」に、「一一、七〇三元」を「一二、三五一円」に、「一三、一五二円」を「一三、五七五円」に、「一五、五七三元」を「一五、八三七円」に、「一六、六〇二円」を「一六、八六六円」に、「一六、四五九円」を「一七、一六四円」に、「一七、四二二円」を「一七、九三二円」に、「一八、〇八一円」を「一八、四三八円」に、「一九、五三九円」を「二〇、七〇二円」に、「二一、五〇五円」を「二二、六一〇円」に、「二二、八六五円」を「二二、九七〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以

後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限り。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第一百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都児童相談センターの項中「新宿区 文京区」を「新宿区」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次の

ように改正する。

別表二十一の項イ中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「八千円」を「二万三千七百円」に改め、同項ロ中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項ハ中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定により改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく免許の申請がなされた場合においては、前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都保健医療関係手数料条例別表二十一の項イに定めるところにより、手数料を徴収する。

3 この条例による改正前の東京都保健医療関係手数料条例別表二十一の項の規定は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者については、なおその効力を有する。

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「こと」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「こと」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第三号中「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験に有する場合に限る。）」を加え、同条第十一号とし、同条第七号中「に合格した者」を削り、「もの」を「場合」に、「であって」を「に合格し、かつ」に、「水道」を「水道等に」に改め、「こと」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格し、かつ、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第四条第六号中「若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号」を「から第六号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（それぞれ当該各号に規定する年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第八号とし、

同条第五号中「一年以上、」を「二年以上、」に、「二年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「こと」の下に「（第一号の規定により大学を卒業した者にあつては一年以上、第二号の規定により大学を卒業した者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校又は中等教育学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第四条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学又は高等専門学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第五条第一号を次のように改める。

一 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については三年以上、短期大学又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、高等学校又は中等教育学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第五条第二号中「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、同条第三号中「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、同条第四号中「第二号又は前号」を「前各号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。）に合格し、かつ、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

八 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格し、かつ、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第二号中「専任の」を削り、「置く」を「選任する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）

郵便番号
101-0051